

保谷小教育目標
すすんで学ぶ子
助け合う子
元気な子



保小だより

NO. 410 1月臨時号

西東京市立保谷小学校

平成28年1月15日

保谷小ホームページ <http://www.nishitokyo.ed.jp/e-houya/>

「豊かな心」の育成を願って

～「西東京市いじめ防止対策推進条例」が策定されました～

副校長 博多 正勝

「いじめ」に関する痛ましい事件が後を絶たない現状があります。いじめは、人権侵害であり、決して許されるものではありません。

国としては、「いじめ防止対策推進法」を平成25年9月に施行し、それを受けて東京都は「いじめ防止対策推進条例」を平成26年8月に施行しています。

西東京市においても、この度、「西東京市いじめ防止対策推進条例」を平成28年1月に施行いたしました。

本条例は13条からなり、西東京市におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対応に関する対策について、定めております。

本条例では、学校や教職員の責務に加え、保護者の責務も示されております。保小だよりの裏面に、本条例の概要版を掲載しております。ご一読のほど、お願いいたします。また、隣のページに児童用のリーフレットを示してあります。子供たちへは、各クラスで配布し、内容についての説明をしております。ぜひ、お子さんと「いじめの防止」について話し合っていたいただければと思います。

条例の全文は、市のホームページに掲載されておりますのでご覧ください。

本市の前田 哲教育長より、今回の本条例を踏まえて、市内小・中学校に通う児童・生徒に向けた「教育長談話」が各学校に送られました。最後の一文を紹介します。

皆さんには、自分を大切にする、そしてまわりの人も大切にする、そんな人になってもらいたいと思っています。

人権尊重を踏まえる上で、「自他を大切にする」ことは、とても重要なことです。保谷小学校では、「人権を尊重し、笑顔あふれる学校」を目指す学校像としております。

具体的には、「道徳の時間」の充実を図り、児童の道徳性を育成しています。同時に、教職員としては、いじめを含めた生活指導に関わる会議を週に1回実施し、迅速な対応を図っています。人権教育を柱として、引き続き、いじめの早期発見、早期対応に全力で取り組むとともに、保谷小の子供たちが安心して学校生活を過ごせるよう努めてまいります。

また、豊かな心を育むには、広い視野からの教育活動が不可欠です。本校は今年度、「日本の伝統・文化理解教育推進校」として、東京都から指定を受け、茶道体験や田無高校の外国人講師との交流活動など、日本の伝統・文化に関する学習を進めてきました。

本教育の一環として、狂言師「和泉元彌」先生（和泉流20世宗家）を、2月13日（土）の学校公開日に講師をして招聘し、体育館において、全校児童の前で狂言を演じていただく予定です。詳しくは、保小だよりの2月号で紹介いたします。

これからも子供たちの心を耕していく教育を推進して参ります。ご協力のほど、お願いいたします。